

○ 建築基準法施行令第四十六条第四項表一(一)項から(七)項までに掲げる軸組と同等以上の耐力を有する軸組及び当該軸組に係る倍率の数値を定める件
 (昭和五十六年建設省告示第千百号) (抄)

(傍線部分は改正部分)

		別表第一		改正案	
(二) ↳	(一)	材料	(い)		
		(略)	(略)	(ろ)	
		(略)	(略)		
		(略)	(略)	(は)	
		別表第一		現行	
(二) ↳	(一)	材料	(い)		
		(略)	(略)	(ろ)	
		(略)	(略)		
		(略)	(略)	(は)	

構造用合板又は化粧ばり構造用合板(合板の日本農林規格(平成十五年農林水産省告示第二百三十三号)に規定するもの(屋外に面する壁又は常時湿潤の状態となるおそれのある壁(以下「屋外壁等」という。))に用いる場合は特類に限る。)で、厚さが五ミリメートル(屋外壁等においては、表面単板をフェノール樹脂加工した場合又はこれと同等以上の安全上必要な耐候措置を講じた場合を除き、七・五ミリメートル)以上のものに限る。)

構造用合板(構造用合板の日本農林規格(昭和五十一年農林省告示第八百九十四号)に規定するもの(屋外に面する壁又は常時湿潤の状態となるおそれのある壁(以下「屋外壁等」という。))に用いる場合は特類に限る。)で、厚さが五ミリメートル(屋外壁等においては、表面単板をフェノール樹脂加工した場合又はこれと同等以上の安全上必要な耐候措置を講じた場合を除き、七・五ミリメートル)以上のものに限る。)

一、二(略)	(十一)	(略)
	(略)	(略)
	(略)	(略)
	(略)	(略)

別表第二

一、二(略)	(二)(六)(略)	(一)			
			材料	(い)	
		(略)	(略)	(ろ)	
		(略)	(略)	(ろ)	
(略)	(略)	(略)	(は)		
(略)	(略)	(略)	(こ)		

一、二(略)	(十一)	(略)
	(略)	(略)
	(略)	(略)
	(略)	(略)

別表第二

一、二(略)	(二)(六)(略)	(一)			
			材料	(い)	
		(略)	(略)	(ろ)	
		(略)	(略)	(ろ)	
(略)	(略)	(略)	(は)		
(略)	(略)	(略)	(こ)		

○ 枠組壁工法又は木質プレハブ工法を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件（平成十三年国土交通省告示第千五百四十号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正案		現行	
<p>第一（略） 第二材料（略）</p> <p>一（略）</p> <p>二 構造耐力上主要な部分に使用する床材、壁材又は屋根下地材の品質は、構造部材及び材料の種類に応じ、次の表に掲げる規格（構造耐力に係る規定に限る。）に適合するものとしなければならない。</p>	構造部材の種類	構造部材の種類	構造部材の種類
	<p>屋外に面する部分（防水紙その他これに類するもので有効に防水されている部分を除く。）に用いる壁材又は湿潤状態となるおそれのある部分（常時湿潤状態となるおそれのある部分を除く。）に用いる壁材</p>	<p>屋外に面する部分（防水紙その他これに類するもので有効に防水されている部分を除く。）に用いる壁材又は湿潤状態となるおそれのある部分（常時湿潤状態となるおそれのある部分を除く。）に用いる壁材</p>	<p>屋外に面する部分（防水紙その他これに類するもので有効に防水されている部分を除く。）に用いる壁材又は湿潤状態となるおそれのある部分（常時湿潤状態となるおそれのある部分を除く。）に用いる壁材</p>
<p>第一（略） 第二材料（略）</p> <p>一（略）</p> <p>二 構造耐力上主要な部分に使用する床材、壁材又は屋根下地材の品質は、構造部材及び材料の種類に応じ、次の表に掲げる規格（構造耐力に係る規定に限る。）に適合するものとしなければならない。</p>	材料の種類	材料の種類	材料の種類
	<p>（略）</p> <p>（略）</p> <p>（略）</p> <p>（略）</p>	<p>（略）</p> <p>（略）</p> <p>（略）</p> <p>（略）</p>	<p>（略）</p> <p>（略）</p> <p>（略）</p> <p>（略）</p>
<p>第一（略） 第二材料（略）</p> <p>一（略）</p> <p>二 構造耐力上主要な部分に使用する床材、壁材又は屋根下地材の品質は、構造部材及び材料の種類に応じ、次の表に掲げる規格（構造耐力に係る規定に限る。）に適合するものとしなければならない。</p>	規格	規格	規格
	<p>合板の日本農林規格（平成十五年農林水産省告示第百三十三号。以下「合板規格」という。）に規定する特類</p>	<p>合板規格に規定する特類</p>	<p>合板規格に規定する特類</p>
<p>第一（略） 第二材料（略）</p> <p>一（略）</p> <p>二 構造耐力上主要な部分に使用する床材、壁材又は屋根下地材の品質は、構造部材及び材料の種類に応じ、次の表に掲げる規格（構造耐力に係る規定に限る。）に適合するものとしなければならない。</p>	材料の種類	材料の種類	材料の種類
	<p>（略）</p> <p>（略）</p> <p>（略）</p> <p>（略）</p>	<p>（略）</p> <p>（略）</p> <p>（略）</p> <p>（略）</p>	<p>（略）</p> <p>（略）</p> <p>（略）</p> <p>（略）</p>
<p>第一（略） 第二材料（略）</p> <p>一（略）</p> <p>二 構造耐力上主要な部分に使用する床材、壁材又は屋根下地材の品質は、構造部材及び材料の種類に応じ、次の表に掲げる規格（構造耐力に係る規定に限る。）に適合するものとしなければならない。</p>	規格	規格	規格
	<p>合板の日本農林規格（昭和四十四年農林水産省告示第千三百七十一号。以下「構造用合板規格」という。）に規定する特類</p>	<p>（新設）</p>	<p>（新設）</p>

(三)		床材又は屋根下地材		(略)	む。
(略)	化粧ばり構造用合板	合板規格に規定する特類又は一類	構造用合板	(略)	
(略)	造用合板	類又は一類	(略)		

三・四 (略)
 第三 (略)
 第四 床板

一〇五 (略)
 六 床材は、厚さ十五ミリメートル以上の構造用合板若しくは化粧ばり構造用合板（以下「構造用合板等」という。）、厚さ十八ミリメートル以上のパーティクルボード又は構造用パネル（構造用パネル規格に規定する一級のものに限る。）としなければならない。ただし、床根太間隔を五十センチメートル以下とする場合には、厚さ十二ミリメートル以上の構造用合板等、厚さ十五ミリメートル以上のパーティクルボード又は構造用パネル（構造用パネル規格に規定する一級、二級又は三級（床根太相互又は床根太と側根太との間隔が三十一センチメートルを超える場合には、同規格に規定する一級又は二級）のものに限る。）と、床根太間隔を三十一センチメートル以下とする場合には、厚さ十八ミリメートル以上の硬質木片セメント板と、それぞれすることができる。

七〇十 (略)
 第五・第六 (略)
 第七 小屋組等
 一〇七 (略)
 八 屋根版に使用する屋根下地材は、厚さ十二ミリメートル以上の構造

(三)		床材又は屋根下地材		(略)	(略)
(略)	(新設)	構造用合板	構造用合板規格に規定する特類又は一類	(略)	
(略)	(新設)	(略)	(略)		

三・四 (略)
 第三 (略)
 第四 床板

一〇五 (略)
 六 床材は、厚さ十五ミリメートル以上の構造用合板、厚さ十八ミリメートル以上のパーティクルボード又は構造用パネル（構造用パネル規格に規定する一級のものに限る。）としなければならない。ただし、床根太間隔を五十センチメートル以下とする場合には、厚さ十二ミリメートル以上の構造用合板、厚さ十五ミリメートル以上のパーティクルボード又は構造用パネル（構造用パネル規格に規定する一級、二級又は三級（床根太相互又は床根太と側根太との間隔が三十一センチメートルを超える場合には、同規格に規定する一級又は二級）のものに限る。）と、床根太間隔を三十一センチメートル以下とする場合には、厚さ十八ミリメートル以上の硬質木片セメント板と、それぞれすることができる。

七〇十 (略)
 第五・第六 (略)
 第七 小屋組等
 一〇七 (略)
 八 屋根版に使用する屋根下地材は、厚さ十二ミリメートル以上の構造

用合板等、厚さ十五ミリメートル以上のパーティクルボード又は構造用パネル（構造用パネル規格に規定する一級若しくは二級のものに限る。）としなければならない。ただし、たるき相互の間隔を五十センチメートル以下とする場合においては、厚さ九ミリメートル以上の構造用合板等、厚さ十二ミリメートル以上のパーティクルボード、構造用パネル（たるき相互の間隔が三十一センチメートルを超える場合においては、構造用パネル規格に規定する一級、二級若しくは三級のものに限る。）又は厚さ十五ミリメートル以上の硬質木片セメント板（たるき相互の間隔が三十一センチメートルを超える場合においては、厚さ十八ミリメートル以上のものに限る。）とすることができる。

九十三（略）

第八（第十一）（略）

用合板、厚さ十五ミリメートル以上のパーティクルボード又は構造用パネル（構造用パネル規格に規定する一級若しくは二級のものに限る。）としなければならない。ただし、たるき相互の間隔を五十センチメートル以下とする場合においては、厚さ九ミリメートル以上の構造用合板、厚さ十二ミリメートル以上のパーティクルボード、構造用パネル（たるき相互の間隔が三十一センチメートルを超える場合においては、構造用パネル規格に規定する一級、二級若しくは三級のものに限る。）又は厚さ十五ミリメートル以上の硬質木片セメント板（たるき相互の間隔が三十一センチメートルを超える場合においては、厚さ十八ミリメートル以上のものに限る。）とすることができる。

九十三（略）

第八（第十一）（略）

○ 構造耐力上主要な部分である壁及び床版に、枠組壁工法により設けられるものを用いる場合における技術的基準に適合する当該壁及び床版の構造方法を定める件（平成十三年国土交通省告示第千五百四十一号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案

現 行

第一 構造耐力上主要な部分である壁に、枠組壁工法により設けられるものを用いる場合における技術的基準に適合する当該壁の構造方法は、次の各号に定めるところによる。

一〜四 （略）

五 各階の張り間方向及びけた行方向に配置する耐力壁は、それぞれの方向につき、耐力壁のたて枠相互の間隔が五十センチメートルを超える場合においては次の表一の、当該間隔が五十センチメートル以下の場合においては次の表二の耐力壁の種類に掲げる区分に応じて当該耐力壁の長さと同表の倍率の欄に掲げる数値を乗じて得た長さの合計を、その階の床面積（その階又は上の階の小屋裏、天井裏その他これらに類する部分に物置等を設ける場合にあつては、平成十二年建設省告示第千三百五十一号に規定する面積をその階の床面積に加えた面積）に次の表二に掲げる数値（特定行政庁が令第八十八条第二項の規定によつて指定した区域内における場合においては、次の表二に掲げる数値のそれぞれ一・五倍とした数値）を乗じて得た数値以上で、かつ、その階（その階より上の階がある場合においては、当該上の階を含む。）の見付面積（張り間方向又はけた行方向の鉛直投影面積をいう。以下同じ。）からその階の床面からの高さが一・三五メートル以下の部分の見付面積を減じたものに次の表三に掲げる数値を乗じて得た数値以上としなければならない。

表一

表一

第一 構造耐力上主要な部分である壁に、枠組壁工法により設けられるものを用いる場合における技術的基準に適合する当該壁の構造方法は、次の各号に定めるところによる。

一〜四 （略）

五 各階の張り間方向及びけた行方向に配置する耐力壁は、それぞれの方向につき、耐力壁のたて枠相互の間隔が五十センチメートルを超える場合においては次の表一の、当該間隔が五十センチメートル以下の場合においては次の表二の耐力壁の種類に掲げる区分に応じて当該耐力壁の長さと同表の倍率の欄に掲げる数値を乗じて得た長さの合計を、その階の床面積（その階又は上の階の小屋裏、天井裏その他これらに類する部分に物置等を設ける場合にあつては、平成十二年建設省告示第千三百五十一号に規定する面積をその階の床面積に加えた面積）に次の表二に掲げる数値（特定行政庁が令第八十八条第二項の規定によつて指定した区域内における場合においては、次の表二に掲げる数値のそれぞれ一・五倍とした数値）を乗じて得た数値以上で、かつ、その階（その階より上の階がある場合においては、当該上の階を含む。）の見付面積（張り間方向又はけた行方向の鉛直投影面積をいう。以下同じ。）からその階の床面からの高さが一・三五メートル以下の部分の見付面積を減じたものに次の表三に掲げる数値を乗じて得た数値以上としなければならない。

(一)	耐力壁の種類	(略)
	構造用合板若しくは化粧ばり構造用合板（合板の日本農林規格（平成十五年農林水産省告示第百三十三号）以下「構造用合板」を略す。）	(略)

(一)	耐力壁の種類	(略)
	構造用合板（構造用合板の日本農林規格（昭和四十四年農林水産省告示第千三百七十一号）以下「構造用合板」を略す。）	(略)

表一―二		(三) (九)	(二)	
耐力壁の種類	(略)	(略)	(略)	<p>下「合板規格」という。)に規定する特類又は一類(屋外に面する部分(防水紙その他これに類するもので有効に防水されている部分を除く。)又は湿潤状態となるおそれのある部分(常時湿潤状態となるおそれのある部分を除く。)に用いる場合は特類に限る。)をいう。以下「構造用合板等」という。)のうち厚さ七・五ミリメートル以上の二級若しくは厚さ九ミリメートル以上の二級、構造用パネル(構造用パネルの日本農林規格(昭和六十二年農林水産省告示第三百六十号。以下「構造用パネル規格」という。)に規定する一級、二級、三級又は四級をいう。以下同じ。)、ハードボード(日本工業規格(以下「JIS」という。))A五九〇五(繊維版)―一九九四に規定するハードファイバーボードの三五タイプ又は四五タイプをいう。以下同じ。)のうち厚さ七ミリメートル以上のもの又はパーティクルボード(JISA五九〇八(パーティクルボード)―一九九四に規定する一八タイプ、一三タイプ、二四―一〇タイプ、一七・五―一〇・五タイプ又は三〇―一五タイプをいう。以下同じ。)のうち厚さ十二ミリメートル以上のものを片側全面に打ち付けた耐力壁</p>

表一―二		(三) (九)	(二)	
耐力壁の種類	(略)	(略)	(略)	<p>格」という。)に規定する特類又は一類(屋外に面する部分(防水紙その他これに類するもので有効に防水されている部分を除く。)又は湿潤状態となるおそれのある部分(常時湿潤状態となるおそれのある部分を除く。)に用いる場合は特類に限る。)をいう。以下同じ。)のうち厚さ七・五ミリメートル以上の二級若しくは厚さ九ミリメートル以上の二級、構造用パネル(構造用パネルの日本農林規格(昭和六十二年農林水産省告示第三百六十号。以下「構造用パネル規格」という。)に規定する一級、二級、三級又は四級をいう。以下同じ。)、ハードボード(日本工業規格(以下「JIS」という。))A五九〇五(繊維版)―一九九四に規定するハードファイバーボードの三五タイプ又は四五タイプをいう。以下同じ。)のうち厚さ七ミリメートル以上のもの又はパーティクルボード(JISA五九〇八(パーティクルボード)―一九九四に規定する一八タイプ、一三タイプ、二四―一〇タイプ、一七・五―一〇・五タイプ又は三〇―一五タイプをいう。以下同じ。)のうち厚さ十二ミリメートル以上のものを片側全面に打ち付けた耐力壁</p>

(一)	(二)	(三)	(四) (十二)
構造用合板等のうち厚さ九ミリメートル以上の一級を片側全面に打ち付けた耐力壁	構造用合板等のうち厚さ七・五ミリメートル以上九ミリメートル未満の一級若しくは厚さ九ミリメートル以上の二級、ハードボードのうち厚さ七ミリメートル以上のもの、パーティクルボードのうち厚さ十二ミリメートル以上のもの又は構造用パネルを片側全面に打ち付けた耐力壁	構造用合板等で厚さ七・五ミリメートル以上九ミリメートル未満の二級、ハードボードで厚さ五ミリメートル以上七ミリメートル未満のもの又は硬質木片セメント板で厚さ十二ミリメートル以上のものを片側全面に打ち付けた耐力壁	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

表二・三 (略)
六〇十五 (略)

十六 壁の枠組材と壁材とは、次の表に掲げるとおり緊結しなければならない。

壁材の種類	(略)	(略)	(略)
構造用合板、化粧ばり	(略)	(略)	(略)
構造用合板、パーティクルボード、ハードボード、構造用パネル、硬質木片セメント板又はラスシート	(略)	(略)	(略)

(一)	(二)	(三)	(四) (十二)
構造用合板のうち厚さ九ミリメートル以上の一級を片側全面に打ち付けた耐力壁	構造用合板のうち厚さ七・五ミリメートル以上九ミリメートル未満の一級若しくは厚さ九ミリメートル以上の二級、ハードボードのうち厚さ七ミリメートル以上のもの、パーティクルボードのうち厚さ十二ミリメートル以上のもの又は構造用パネルを片側全面に打ち付けた耐力壁	構造用合板で厚さ七・五ミリメートル以上九ミリメートル未満の二級、ハードボードで厚さ五ミリメートル以上七ミリメートル未満のもの又は硬質木片セメント板で厚さ十二ミリメートル以上のものを片側全面に打ち付けた耐力壁	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

表二・三 (略)
六〇十五 (略)

十六 壁の枠組材と壁材とは、次の表に掲げるとおり緊結しなければならない。

壁材の種類	(略)	(略)	(略)
構造用合板、パーティクルボード、ハードボード、構造用パネル、硬質木片セメント板又はラスシート	(略)	(略)	(略)

(略)
(略)
(略)
(略)

第二 構造耐力上主要な部分である床版に、枠組壁工法により設けられるものを用いる場合における技術的基準に適合する当該床版の構造方法は、次の各号に定めるところによる。

一～五 (略)

六 床材は、厚さ十五ミリメートル以上の構造用合板等、厚さ十八ミリメートル以上のパーティクルボード又は構造用パネル（構造用パネル規格に規定する一級のものに限る。）としなければならない。ただし、床根太間隔を五十センチメートル以下とする場合においては、厚さ十二ミリメートル以上の構造用合板等、厚さ十五ミリメートル以上のパーティクルボード又は構造用パネル（構造用パネル規格に規定する一級、二級又は三級（床根太相互又は床根太と側根太との間隔が三十一センチメートルを超える場合においては、同規格に規定する一級又は二級）のものに限る。）と、床根太間隔を三十一センチメートル以下とする場合においては、厚さ十八ミリメートル以上の硬質木片セメント板と、それぞれすることができる。

第三 (略)

(略)
(略)
(略)
(略)

第二 構造耐力上主要な部分である床版に、枠組壁工法により設けられるものを用いる場合における技術的基準に適合する当該床版の構造方法は、次の各号に定めるところによる。

一～五 (略)

六 床材は、厚さ十五ミリメートル以上の構造用合板、厚さ十八ミリメートル以上のパーティクルボード又は構造用パネル（構造用パネル規格に規定する一級のものに限る。）としなければならない。ただし、床根太間隔を五十センチメートル以下とする場合においては、厚さ十二ミリメートル以上の構造用合板、厚さ十五ミリメートル以上のパーティクルボード又は構造用パネル（構造用パネル規格に規定する一級、二級又は三級（床根太相互又は床根太と側根太との間隔が三十一センチメートルを超える場合においては、同規格に規定する一級又は二級）のものに限る。）と、床根太間隔を三十一センチメートル以下とする場合においては、厚さ十八ミリメートル以上の硬質木片セメント板と、それぞれすることができる。

第三 (略)

○ 薄板軽量形鋼造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める等の件（平成十三年国土交通省告示第千六百四十一号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

		改正案		現行	
第一〜第三（略） 第五壁	一（略） 二 耐力壁は、次に定める構造としなければならない。ただし、一方向及び繰り返し加力実験によって確認された耐力壁の剛性及び耐力を考慮して、第十二第一号ハに定める構造計算（令第八十二条第一号から第三号までに規定する構造計算に限る。）を行った場合は、この限りではない。 イ ホ（略） へ 壁材の種類及び周囲の枠組材との接合は、次の表に定めるところによること。	（略）	（略）	（略）	（略）
第一〜第三（略） 第五壁	一（略） 二 耐力壁は、次に定める構造としなければならない。ただし、一方向及び繰り返し加力実験によって確認された耐力壁の剛性及び耐力を考慮して、第十二第一号ハに定める構造計算（令第八十二条第一号から第三号までに規定する構造計算に限る。）を行った場合は、この限りではない。 イ ホ（略） へ 壁材の種類及び周囲の枠組材との接合は、次の表に定めるところによること。	（略）	（略）	（略）	（略）
壁材の種類		（略）	（略）	（略）	（略）
（一） 厚さ九ミリメートル以上の構造用合板、化粧ばり構造用合板、構造用パネル及びパーティクルボード又は厚さ七ミリメートル以上のミディアムデンシティブァイバーボード		（略）	（略）	（略）	（略）

第六、第十二 (略)	三、四 (略)	(略)
	(略)	(略)
	(略)	(略)
	(略)	(略)

第六、第十二 (略)	三、四 (略)	(略)
	(略)	(略)
	(略)	(略)
	(略)	(略)

○ 丸太組構法を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件（平成十四年国土交通省告示第四百十一号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>第一～第四（略）</p> <p>第五 床板</p> <p>一階部分及び二階部分の構造耐力上主要な部分に丸太組構法を用いた建築物の二階部分の床版は、次に定めるところによらなければならない。ただし、小屋裏利用二階建て建築物にあつては、この限りでない。</p> <p>一（略）</p> <p>二 二階部分の床材は、厚さ十二ミリメートルの構造用合板若しくは化粧張り構造用合板（合板の日本農林規格（平成十五年農林水産省告示第二百三十三号）に規定する二級をいう。）、構造用パネル（構造用パネルの日本農林規格（昭和六十二年農林水産省告示第三百六十号）に規定する一級又は二級をいう。）又はこれらと同等以上の剛性及び耐力を有するものとしなければならない。</p> <p>第六～第九（略）</p>	<p>第一～第四（略）</p> <p>第五 床板</p> <p>一階部分及び二階部分の構造耐力上主要な部分に丸太組構法を用いた建築物の二階部分の床版は、次に定めるところによらなければならない。ただし、小屋裏利用二階建て建築物にあつては、この限りでない。</p> <p>一（略）</p> <p>二 二階部分の床材は、厚さ十二ミリメートルの構造用合板（構造用合板の日本農林規格（昭和四十四年農林水産省告示第三百七十一号）に規定する二級をいう。）、構造用パネル（構造用パネルの日本農林規格（昭和六十二年農林水産省告示第三百六十号）に規定する一級又は二級をいう。）又はこれらと同等以上の剛性及び耐力を有するものとしなければならない。</p> <p>第六～第九（略）</p>